

令和元年度第一高等学校運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

男子：テニス、ソフトテニス、陸上競技、バレーボール、バスケットボール、硬式野球
バドミントン、水泳、剣道、卓球、弓道、ウェイトリフティング、サッカー
女子：テニス、ソフトテニス、陸上競技、バレーボール、バスケットボール
バドミントン、水泳、剣道、卓球、ソフトボール、弓道、ウェイトリフティング

2 目標

- (1) 生徒の自発的、自主的な活動の中で責任感を身につけ、仲間との連帯感を養う。
- (2) 計画的な継続により心・技・体の成長と向上を目指す。
- (3) 施設や用具の整備を図り、安全に活動するための実践力を身につける。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、平日の1日(部活動ごとに設定)は休養日とし、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ 練習場所等の都合により平日および土日の休養日が(1)アの日数を満たせない週がある場合、その部活動にかぎり休養日設定の変更を認めることもある。

ウ 定期試験の1週間前からは、練習を中止とする。

エ 夏季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。
なお、朝練習は行わない。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

平日・休業日・長期休業期間 19:30

(4) 共通の休養日

ア 定期試験前後の一定期間

6月18日～ 27日(1学期期末考査) 10日間

9月24日～10月3日(2学期中間考査) 10日間

11月19日～ 28日(2学期期末考査) 10日間

2月 3日～ 13日(学年末考査) 11日間

イ その他

8月13日～ 15日(夏季学校閉庁日) 3日間

(5) その他

高体連・高野連主催大会および共催大会(年間主要大会から4大会までを選択)においては一ヶ月前から、練習日および練習時間の延長ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。ただし、週あたりの練習時間の合計は16時間未満とする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、一週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合届・合宿届（校外活動許可願い）を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連または高野連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加についても、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、一週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した参加願いを校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議等

ア 年度始めおよび必要に応じて顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 必要に応じて部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得られるように努める。